

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときには、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際には返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関する合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求及び行為をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) かつて当ホテルにおいて、本条(3)(5)(7)及び(8)のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、暴力団員が役員に就任、又は事業活動を支配している法人その他の団体の役職員であるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、反社会的団体やその構成員等社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力であるとき。
- (13) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理すること

があります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。

- (1) 宿泊約款第5条のうち各号の一に該当するとき、あるいは該当することがホテル利用中に判明したとき。
- (2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日正午12時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間に関しては、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内の「宿泊約款(主要施設営業時間)」一覧表をご参照ください。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。(ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは20万円を限度としてその損害を賠償します。)

- 2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。(ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、20万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(支配する国語)

第19条 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。(管轄及び準拠法)

第20条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 飲食料又は追加飲食料 ④ サービス料(③×10%) ⑤ その他の利用料金
	税金	消費税等

- 備考
- 1.基本宿泊料は、当ホテルが掲示する料金表によります。
 - 2.その他の利用料金 電話代(通話料金及び所定の手数料)、ランドリー代等
 - 3.ソファベッド、補助ベッドのご使用については、夫々1台につき規定の料金を申し受けます。
 - 4.税法が改正された場合はその改正された規定によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数					
	不泊	当日	前日	10日前	20日前	30日前
7名まで	100%	80%	20%			
8名～99名まで	100%	100%	100%	50%	20%	10%
100名以上	100%	100%	100%	75%	40%	20%

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を取受いたします。
 3. 8名以上の一部について、宿泊日の10日前を切ってから全体の10%以上(端数切り上げ)を超える契約の解除があった場合、超える人数については、全額の違約金を請求します。
 4. 但し、別途個別の違約金契約を結んだ場合は、その取り決めに優先します。

利用規則

当ホテルではすべてのお客様に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、宿泊約款第10条の定めにある通り、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただきます。

1. ベッドの中など火災の発生しやすい場所及び廊下やロビーでの歩行中の喫煙はご遠慮ください。
2. ホテル内で暖房用、炊事用等の火器等はご使用にならないください。
3. 客室から出られるときは、施錠をご確認下さい。在室中や特にご就寝の時は内鍵とドアアームをおかけ下さい。尚、当ホテル係員がご滞在中に清掃・ミニバー・ランドリー等の業務で入室させていただきます場合がございます。在室中や特にご就寝の時は、内鍵又は「おこさないでください」のカードを扉にお掛けください。訪問者がございます場合は、ドアスコープで確認されるか、ドアアームを掛けたまま半開きにしてご確認下さい。
4. ご滞在中は、現金、貴金属等の貴重品は、客室内のセーフティボックスをご利用、またはフロントの貸金庫(無料)にお預けください。客室内のセーフティボックスは、その使用方法並びに保管物の管理においても使用者の責任においての利用いたします。
5. お忘れ物、遺失物の処置は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。
6. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
7. ご到着時にお預り金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。
8. ホテル内のレストラン、バー等をご署名によってご利用される場合は、ルームキー又は宿泊カードをご提示ください。
9. 客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。
10. ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたらその都度お支払いください。
11. 料金のお支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン券、若しくはクレジットカードによりフロントにてお支払いください。尚、旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び、両替えには応じかねますのでご了承ください。
12. 勝手ながら所定の税金のほかお勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申しあげます。
13. ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
14. ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないください。
 - (イ)動物などその他のペット一般
上記の定めに関わらず身体障害者補助犬法に定める盲導犬・聴導犬・介助犬の同伴は可能です。但し、身体障害者補助犬の同伴により、ホテル施設及びホテル施設を利用する者に著しい損害が発生するおそれがある場合などは、これらの同伴もお断りすることがあります。
 - (ロ)悪臭・異臭を発生するもの
 - (ハ)著しく多数量な物品
 - (ニ)火薬・揮発油等発火または引火しやすいもの
 - (ホ)所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 - (ヘ)その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの
15. ホテル内の諸設備諸物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。
16. 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額の弁償をしていただくことがあります。
17. 客室を当ホテルの許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
18. ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立ち入りを強要なさらないでください。
19. ホテル内に当ホテルの許可なしに外部から出前をおとりになることはなさないでください。
20. ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告物の配布、提示または物品の販売等はなさないでください。
21. 廊下やロビー等の場所に所持品を放置なさらないでください。
22. ホテルの外観を損なう様なものを窓側に陳列なさらないでください。
23. 客室に外来のお客様をお招きにならないでください。
24. 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
25. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
26. ナイトウェア、浴衣、パジャマ、スリッパなどで廊下等客室外にお出にならないでください。
27. 次の各号に該当する場合は、宿泊約款第5条3項7項、及び第7条1項により、予約成立後あるいはご利用中であっても、事実が判明した時点で断りさせていただきます。
 - (イ)利用者が暴力団等反社会的勢力およびその関係者ならびに公共の秩序、善良の風俗に反する恐れのある場合
 - (ロ)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められるとき(かつて同様な行為をされた方についても同様にご利用をお断りいたします。)
 - (ハ)心神耗弱、薬品等による自己喪失などにより、他にお客様に危険な恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるとき
 - (ニ)館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与え、または迷惑を及ぼしたと認められるとき
 - (ホ)館内及び客室内で、賭博その他法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき
 - (ヘ)その他上記各事項に準ずる事情のあるとき
28. 本規則は日本語と英語で作成されますが、規則の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。
29. 本規則に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

貸金庫使用規定

1(使用期間及び使用料)

- (1) 貸金庫の使用期間は、借主が宿泊客として当ホテルに滞在する期間に限ります。
- (2) 貸金庫の使用は無料とします。

2(貸金庫の開閉)

- (1) 貸金庫の開閉は、貸金庫ご使用証(以下「使用証」といいます。)にご署名の方がのみが行うことができます。
- (2) 貸金庫を開庫する際は、使用証の一時引出し欄又は格納品受取欄にご署名のうえ、貸金庫の鍵及び借主のルームキーを係にご提示ください。

3(鍵等の保管)

- (1) 貸金庫の鍵は、使用期間中借主が保管してください。
- (2) 貸金庫ご使用済の場合は、鍵を係にお返してください。

4(鍵の紛失)

- (1) 貸金庫の鍵を紛失された場合は、実費相当額として10,000円也を頂戴いたします。
- (2) 鍵を紛失した場合における貸金庫の開扉については、ご署名の照合、ルームキーのご提示のほか、必要があるときは保証人を求めることがあります。

5(ご署名の照合等)

使用証のご署名の照合並びに貸金庫の鍵及びルームキーのご提示の確認等相当の注意をもって借主を確認し、相違ないものと認めて開扉その他の取り扱いをされたのちは、ご署名の偽造若しくは変造又は貸金庫の鍵若しくはルームキーの盗難や悪用があっても、そのために生じた損害について当ホテルは責任を負いません。

6(損害の負担)

- (1) 災害、事変、その他一般に不可抗力とされている事由又は当ホテルの責めによらない事由により、貸金庫の格納品について紛失、毀損、変質等の損害が生じた場合、当ホテルはその責任を負いません。
- (2) 格納品の毀損、変質その他借主の責めに帰すべき事由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

7(格納庫の引取等)

- (1) 使用期間が満了したときは、直ちに貸金庫の格納品をお引取りください。
- (2) 次の各号の1のいずれかに該当する場合、当ホテルは、使用期間内であっても、借主に格納品の引取り又は格納品を他の貸金庫に変更することを求めることができます。
 - (a) 格納品の変質その他借主の責めに帰すべき事由により、当ホテル又は第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - (b) 貸金庫の修繕又は移転、当ホテルの責めに帰すべからざる事由による貸金庫の故障その他やむを得ない事情により貸金庫の全部又は一部の使用ができなくなったとき。

8(格納品の処分)

- (1) 使用期間終了後1週間を経過しても格納品のお引き取りがない場合は、当ホテルは貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理し若しくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、又は処分が困難な場合に廃棄することができるものとします。なお、当ホテルは貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。
- (2) 前項の処置に要する費用は借主の負担とします。
- (3) 前項の費用及び紛失した鍵の実費その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、第1項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

9(緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、又は当ホテルの火災、格納品の異変その他緊急を要する事態が生じたときは、当ホテルは臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当ホテルは責任を負いません。

10(支配する国語)

本規定は日本語と英語で作成されますが、規定の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

11(管轄及び準拠法)

本規定に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

預り品規定

1 (お預り期間)

- (1)お預り期間は、当ホテルがお預り品をお預りした日からお受取りご指定日までとします。
- (2)お受取りご指定日は、当ホテルがお預り品をお預りした日から1ヵ月以内に限りです。
- (3)お受取り日のご指定がない場合は、お預り期間はお預りの日から1ヵ月間とします。

2 (お受取り人)

お預り品のお受取り人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取り人としてご指定された第三者とします。

3 (お受取り人の確認)

お受取り人又は権限を与えられた第三者は、お預り品のお受取りを請求なされる際、当ホテルの係の者にお預り証をご提示ください。お受取り人がお預けのご依頼人によって指定された第三者の場合は、お預り証のご提示は不要ですが、正当なお受取り人であることを示すものご提示を求めることがあります。係員は相当の注意をもってお受取り人の同一性を確認し、お預り品をお返します。この場合、当ホテルはお預り品に関して責任を免れるものとします。

4 (損害の賠償)

- (1)お預り品の紛失、毀損、変質、その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- (2)お預り品の毀損、変質その他ご依頼人の責めに帰すべき事由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

5 (お預り品処分)

- (1)お預り期間終了後1週間以内にお預り品のお受取りがない場合は、当ホテルはお預り品を別途通常の管理をし、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分することができるものとします。かかる処分が困難な場合、当ホテルは当該お預り品を廃棄することができるものとします。
- (2)前項の処分に要する費用はご依頼人の負担とします。ただし、処分によって得られた代金は、処分の費用に充当することができるものとします。

6 (緊急措置)

- (1)当ホテルは、次のような事態が生じたときは、臨機の措置をとることができるものとします。
 - (a)司法機関がお預り品の開披を求めたとき
 - (b)火災、お預り品の異変、その他緊急を要する事態
- (2)上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルはお預り品に生じた損害について何らの責任も負いません。

7 (支配する国語)

本規定は日本語と英語で作成されますが、規定の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

8 (管轄及び準拠法)

本規定に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。